

(案)
免 税 軽 油 売 買 単 価 契 約 書

沖縄県農業研究センター(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、免税軽油を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 物品名、引渡場所、単価、契約保証金額は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 物品名 | 免税軽油 (軽油価格から軽油引取税を除く) |
| (2) 引渡場所 | 沖縄県農業研究センター |
| (3) 単 価 | 円/リットル (消費税別途) |
| (4) 契約保証金額 | 免除 (沖縄県財務規則第101条第2項第3号) |

第2条 この契約の期間は、令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の契約期間内に、乙が甲のために行った行為は、この契約に基づき行った業務とみなすものとする。

第3条 乙は、契約期間中甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

第4条 甲は前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立会いのもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質消耗又はき損したものの損失は乙の負担とする。

第5条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

第6条 乙は、毎月10日までに、前月中に納入した分をとりまとめた上、甲の確認を得てその代金の支払いを甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する燃料料金に法令所定の税率を上乗せした金額 (円未満は切り捨て) とする。

3 乙は、毎月10日までに、前月中に納入した数量分の軽油引取税免税証を甲の所在地において軽油引取税免税証取扱担当者より受領するものとする。

第7条 乙が物品を甲の指定する期日までに納入できないときは、甲は遅延料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅延料は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ売買代金（遅延物品の数量に第1条第1項第3号の単価を乗じた額）につき年2.5%の割合で計算した金額とし、代金支払の際の当該代金から控除するものとする。

2 天災地変等甲がやむを得ないと認める時、又は甲の都合により納入期日が遅れた時は、遅延料を徴収しないものとする。

第8条 甲は、必要がある場合、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上契約単価の変更を行うことができるものとする。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反した場合、又は、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められたとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第10条 前条の規定により契約が解除され、甲に損害が生じたとき、乙は損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により、乙に生じた損害については、甲はその責めを負わない。

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 沖縄県糸満市字真壁820番地
氏 名 沖縄県農業研究センター
所 長 名 印

乙 住 所
氏 名